



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年12月11日（金）
問い合わせ先：都市総務課
課長：岩崎
担当：中島、田場
電話：829-1394
内線：3318

**さいたま市スマートシティ推進事業の取組に関連して
シェア型マルチモビリティ等の実証実験に関する基本協定書を締結します**

本市が産官学連携で取り組む「さいたま市スマートシティ推進事業」の取組の一つとして、シェア型マルチモビリティ等の実証実験を実施するため、さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム会員の **OpenStreet 株式会社**、**ENEOS ホールディングス株式会社**及び市の3者で「さいたま市シェア型マルチモビリティ等の実証実験に関する基本協定書」を締結します。

1 日時

令和2年12月14日（月）15時30分

2 場所

さいたま市役所1階 正面玄関 エントランスホール

3 実証実験の概要

移動の利便性向上や都市の回遊性向上と環境負荷の軽減などを両立する新たな都市交通システムとして、多様なモビリティのシェアリングサービスを社会実装するため、市と民間事業者が連携してマルチモビリティ・シェアリング事業^{*}の有効性及び課題を検証する（実証実験は、大宮駅・さいたま新都心周辺地区で実施予定）。

※マルチモビリティ・シェアリング事業：電動アシスト付自転車、スクーター、超小型EV等のシェアモビリティの共有サービス。利用者は、専用アプリを使って、どの貸出・返却拠点（モビリティポート）でも借りることができ、また、借りた場所とは別のモビリティポートに返却が可能。

さいたま市シェア型マルチモビリティ等の実証実験に関する基本協定書
(概要)

1 趣旨

- ・ 移動の利便性向上や都市の回遊性向上と環境負荷の軽減などを両立する新たな都市の交通システムとして、マルチモビリティ・シェアリング事業を社会実装
- ・ 官民連携で事業の有効性・課題を検証するため、市、OpenStreet 株式会社、ENEOS ホールディングス株式会社が共同で実施する実証実験^{*}の協定を締結

※さいたま市スマートシティ推進事業の取組の一つとして「シェア型マルチモビリティ」の実証実験を実施

2 協定書の対象区域と対象期間

区域：さいたま市内


期間：締結日～令和7年3月31日



電動アシスト付自転車 スクーター 超小型EV
実証実験で利用するモビリティのイメージ

3 主な業務内容

(1) 役割分担

 さいたま市	 Open Street	 ENEOS
<ul style="list-style-type: none">・ モビリティポート用公有財産の確保・ 関係事業者との調整・ 実証実験結果の検証 等	<ul style="list-style-type: none">・ マルチモビリティ・シェアリング事業の実施及び運営（施設整備、維持管理等）・ 利用データの提供 等	

(2) モビリティポート用公有財産の貸付け

- ・ 別途締結する貸付契約書によって市が所有する公有地を無償で貸し付ける。

(3) 費用負担

- ・ マルチモビリティ・シェアリング事業の実施に関する施設整備、機材の調達、維持管理、事業の運営、実施期間終了後の原状回復に要する費用は事業者が負担する。

(4) 運営基準

- ・ 利用者がどのモビリティポートでも借りることができ、また、借りた場所とは別のモビリティポートに返却可能なシステムとする。

(5) 共同企画

- ・ マルチモビリティ・シェアリング事業及びさいたま市スマートシティ推進事業の推進に資する施策を共同して企画・検討し、実施する。

4 事業報告及び実験結果の検証

- ・ 事業者は、実証実験における利用状況や収支に関する情報について、月次報告のほか実験終了時の最終報告を行う。
- ・ 実験結果を踏まえ、市と事業者が共同でマルチモビリティ・シェアリング事業の有効性と課題を検証する。